



熊本県公報

第 1 2 4 0 7 号

平成 27 年 4 月 7 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 1
- 生活保護法に基づく指定施設機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 熊本県と宇城市との間の熊本県博物館ネットワークセンター
に関する事務の委託…………… (文化企画課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 3
- 兼用工作物管理協定…………… (河川課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (") 6
- 熊本県庁舎電話設備賃貸借の入札に係る落札者の決定…………… (管財課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 7
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 7
- 公共測量の終了…………… (監理課) 8
- 県営土地改良事業変更計画の決定…………… (農村計画課) 8
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通規制課) 8

告 示

熊本県告示第 3 8 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・6 8 号上熊本駅西口線
- 3 事業施行期間 平成 2 1 年 8 月 4 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第 3 8 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施設機関として次々とおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 7 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
住吉 幸子	在宅マッサージ ニーズ	人吉市中神町字段164 -1	平成27年3月16日
高橋 恵子	在宅マッサージ ニーズ	人吉市中神町字段164 -1	平成27年3月16日

熊本県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社福進	天草介護	天草市有明町上 津浦1370番 地1	平成27年 4月23日	福祉用具貸与
株式会社福進	天草介護	天草市有明町上 津浦1370番 地1	平成27年 4月23日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第385号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社福進	天草介護	天草市有明町上 津浦1370番 地1	平成27年 4月23日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社福進	天草介護	天草市有明町上 津浦1370番 地1	平成27年 4月23日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第386号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により熊本県博物館ネットワークセンターに関する事務を次の規約により委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県と宇城市との間の熊本県博物館ネットワークセンターに関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 熊本県は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を宇城市に委託する。

- (1) 熊本県博物館ネットワークセンター条例（平成27年熊本県条例第10号。以下「県条例」という。）第3条第5号に規定する多目的広場等（以下「多目的広場等」という。）の提供に関する事務
- (2) 多目的広場等に係る休館日の変更及び決定並びに開館時間の変更に関する事務
- (3) 多目的広場等の使用の許可に関する事務
- (4) 多目的広場等の使用料の徴収及び減免に関する事務
- (5) 多目的広場等の指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）による管理に関する事務
- (6) 多目的広場等の使用料に係る過料に関する事務

- (7) 多目的広場等の維持管理及び軽微な修繕に関する事務
- (8) 法第238条の4第2項第4号に掲げる場合における同項の規定による行政財産（多目的広場等に限る。次号において同じ。）の貸付け及びその賃貸料の徴収に関する事務
- (9) 法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可並びに当該許可に係る熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）第7条第1項の規定による使用料の徴収及び同条例第8条の規定による使用料の減免に関する事務
- (10) 前各号に掲げる事務に附帯する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、県条例及び県条例に基づく規則（以下「県条例等」という。）の定めるところによる。

2 前条第5号に掲げる事務のうち指定管理者の指定に関する手続は、宇城市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇城市条例第63号）の定めるところによる。

（使用料等の収入）

第3条 第1条第4号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事務の管理及び執行に伴い宇城市が徴収した使用料、過料及び賃貸料は、全て宇城市の収入とする。

（経費の支弁）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、宇城市が支弁する。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第5条 熊本県は、委託事務の管理及び執行において適用される県条例等の全部又は一部を変更しようとする場合は、あらかじめ宇城市に通知しなければならない。

（補則）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、熊本県と宇城市とで協議して定める。

附 則

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

熊本県告示第387号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ひだまり 上益城郡嘉島町 上仲間184	一般社団法人未来の種 宇土市松山町413 2番地 榊田 りか	平成27年 4月1日	4351400066	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第388号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ぶーやん6号 合志市須屋26 73-6	株式会社ヒューマンネット 香川県高松市木太町 4284番地8 鎌倉 美智代	平成27年 4月1日	4352900122	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第389号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県央広域本部土木部に備えて置いて縦覧に供する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
一級河川白川水系白川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
堤防
- 3 河川管理施設の位置
熊本市東区渡鹿八丁目543番3地先から熊本市東区新南部一丁目552番4地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 熊本市長 大西 一史
熊本市中央区手取本町1番1号
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成26年12月24日から道路の存続する日まで

熊本県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ソーシャルファーム チューリップ	特定非営利活動法人光の里	就労継続支援B型	平成27年4月1日
水俣市昭和町2丁目4番8号西田ビル1F	水俣市昭和町2丁目4番8号西田ビル1F 園田 和子		

熊本県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みやもと歯科	上益城郡益城町寺迫1012-1	平成27年3月4日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
新生堂薬局 すずかけ台店	合志市豊岡字拾三町2000番2477	平成27年3月1日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
荒瀬病院訪問看護ステーション	上益城郡甲佐町緑町331番地	平成27年2月27日

熊本県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字一勝地丁字鶴ノ上 616番1地先から 同所 616番1地先まで	21.1	単防災

2 供用を開始する期日 平成27年4月7日

熊本県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字平畑 1587番1地先から 同所 1587番1地先まで	43.5	一括防災

2 供用を開始する期日 平成27年4月7日

熊本県告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
共同生活援助事業 ブレス・ドミトリー 山鹿市菊鹿町下永野字押川原525-2	NPO法人ブレス 山鹿市菊鹿町池永104-1 田中 勝徳	共同生活援助	平成27年4月1日

公 告

熊本県公告第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営矢

部南部地区（米内蔵1工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営矢部南部地区（米内蔵1工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年4月8日から平成27年5月11日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営矢部南部地区（米内蔵2工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営矢部南部地区（米内蔵2工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年4月8日から平成27年5月11日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第232号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎電話設備賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局管財課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
沖ウインタック株式会社 九州支店
福岡県福岡市中央区長浜一丁目1番35号
- 5 落札金額
61,553,520円（うち消費税及び地方消費税の額4,559,520円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年1月27日

熊本県公告第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
水俣市牧ノ内63番1の一部、同63番2、同69番1、同69番2、同77番1、同77番2、同77番3、同77番4、同77番5、同77番6の一部、同77番7、同95番1、同95番2、同95番3、同95番4、同95番5、同95番6の一部及び市道

- 18, 218.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
水俣市

熊本県公告第234号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年4月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市水島町字大井手東割62番1ほか9筆
多田 浩一	八代市中北町	八代市中北町字北牟田3065番1ほか5筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字塘添174番1ほか1筆

- 2 申請年月日
平成27年3月6日

熊本県公告第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（2工区）
上益城郡嘉島町大字鯨字皆根1874番1の一部及び同1880番の一部
5, 733.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字鯨1880番地
医療法人回生会

熊本県公告第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
葦北郡芦北町大字花岡字古町309番23、同309番24、同309番25、同309番26、同309番27、同309番33、同309番44、同309番77
7, 270.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ

熊本県公告第237号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年4月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町出水字西窪111番 1ほか582筆
橋本 一誠	熊本市南区南高江二丁目	熊本市南区南高江四丁目2034番1 ほか13筆
橋本 秀文	熊本市南区南高江二丁目	熊本市南区南高江四丁目2342番ほ か7筆
ソウヨウファ ーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区護藤町字薬師堂54番ほか 2筆
南 信	熊本市南区城南町高	熊本市南区城南町高字出口509番ほ か4筆
川田 義治	熊本市北区万楽寺町	熊本市北区万楽寺町字立野143番
田尻 智則	熊本市北区万楽寺町	熊本市北区万楽寺町字立野144番

2 申請年月日
平成27年3月18日

熊本県公告第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成27年2月10日から 平成27年3月20日まで	大津町の一部及び南阿 蘇村の一部

熊本県公告第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（新休上工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央中地区（新休上工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年4月8日から平成27年5月11日まで
- 縦覧場所
天草市役所

登載依頼

熊本県公安委員会規則第7号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年4月7日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号オ(オ)中「「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」」を「児

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により医療受給者証の交付を受けている者に監護される者又は「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施に及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中」を「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中」に改める。

別表第1の3中

一般国道3号	合志市須屋字西谷676番4地先から 熊本市東区新南部6丁目157番4地先まで
--------	---

を

一般国道3号	熊本市北区四方寄町字外沖544番1地先から 熊本市東区新南部6丁目157番4地先まで
--------	---

に

改め、同表一般国道445号の項の次に次のように加える。

一般国道445号	上益城郡御船町大字小坂字上船橋26番1地先から 上益城郡御船町大字辺田見字中道156番1地先まで
----------	---

別表第1の3主要地方道八代鏡宇土線の項の次に次のように加える。

主要地方道 八代鏡宇土線	八代市旭中央通15番1地先から 八代市大村町字羽須和846番1地先まで
-----------------	--

別表第1の3主要地方道熊本高森線の項の次に次のように加える。

主要地方道 熊本高森線	熊本市西区小島5丁目234番1地先から 熊本市西区新土河原2丁目649番1地先まで
----------------	--

別表第1の3一般県道嘉島甲佐線の項の次に次のように加える。

一般県道 辛川鹿本線	熊本市東区鹿帰瀬町303番13地先から 熊本市東区鹿帰瀬町505番2地先まで
---------------	---

別表第1の3一般県道瀬田熊本線の項中「熊本市東区石原町304番 地先」を「熊本市東区鹿帰瀬町505番2地先」に、「熊本市東区鹿帰瀬町711番1地先」を「熊本市東区石原3丁目28番1地先」に改め、同表一般県道堂園小森線の項の次に次のように加える。

一般県道 並建熊本線	熊本市南区荒尾1丁目1717番1地先から 熊本市西区新土河原2丁目649番1地先まで
---------------	---

別表第1の3一般県道大津西合志線の項の次に次のように加える。

一般県道 西方新八代停車場線	八代市西片町1660番 地先から 八代市上日置町字八坪4475番 地先まで
-------------------	--

別記様式第2号中「 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、一級の障害を有する。」

を「 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、一級の障害を有する。
 色素性乾皮症で、医療受給者証の交付を受けている者に監護されている。」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月7日から施行する。